

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

首都高速道路株式会社

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業一・四・二号高速埼玉中央道路及び上尾都市計画道路事業一・四・一号高速埼玉中央道路

#### 三 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目、大宮区上小町、三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目並びに西区三橋五丁目、三橋六丁目、宮前町、大字内野本郷字上野原、大字清河寺字東谷、北原、大字西新井字本村前、西久保及び堤崎前並びに埼玉県上尾市大字堤崎字柳田、前谷、西谷、後谷及び大字地頭方字東谷地内

##### ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目並びに西区三橋五丁目及び宮前町地内

#### 五 収用又は使用の手続が保留される事業地の範囲

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目、大宮区上小町、三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目並びに西区三橋五丁目、三橋六丁目及び宮前町地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目並びに西区三橋五丁目地内